② have Grade “A”, “B” or “C” in offer of services in terms of the qualification for participating in tenders by the Welfare and Medical Service Agency
③ prove to have no false statement in tendering documents
④ prove neither the business condition nor credibility is deteriorating
⑤ should have a reliable system for information (including personal information) security management.
⑺ Time-limit for Tender : 14 : 00, 5 February, 2014
⑻ Contact point for the notice : Nobuhiko Okuma, Accounts Division, Welfare and Medical Service agency, Hulic kamiyacho Building, 4―3―13, Toranomon, Minato-ku Tokyo 105―8486, Japan Tel 03―3438―9929

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成25年12月12日
契約担当役
独立行政法人福祉医療機構
経理部長　尾形　朋輝

◎調達機関番号　568　◎所在地番号　13
1　調達内容
⑴　品目分類番号　71、27
⑵　購入等件名及び数量　ネットワーク等統合運用支援委託業務
⑶　調達件名の特質等　入札説明書及び仕様書による。
⑷　履行期間　平成26年４月１日から平成30年３月31日
⑸　履行場所　契約担当役が指定する場所
⑹　入札方法　入札金額は総価で行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
2　競争参加資格
⑴　独立行政法人福祉医療機構会計規程施行細則第35条の規定に該当しない者であること。
⑵　独立行政法人福祉医療機構競争参加資格において業種別区分が「役務の提供等」で「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。
⑶　独立行政法人福祉医療機構競争参加資格審査を受けていない者にあっては、競争参加資格申請書を平成26年１月23日17時までに提出し業種別区分が「役務の提供等」であって「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされた者であること。
⑷　資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
⑸　経営の状況又は信用度が悪化していないと認められる者であること。
⑹　万全な情報（個人情報を含む）セキュリティ管理体制を有すること。
⑺　その他の競争参加資格については入札説明書による。
3　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所　下記３⑷の開札場所のとおり
⑵　契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先　〒105―8486 東京都港区虎ノ門４－３―13　ヒューリック神谷町ビル９階　独立行政法人福祉医療機構経理部会計課　大隈　信彦　電話03―3438―9929
⑶　入札説明書の交付方法　上記３⑵の交付場所にて交付する。
⑷　入札、開札の日時及び場所　平成26年２月５日15時　独立行政法人福祉医療機構大会議室（ヒューリック神谷町ビル10階）
4　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除
⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札の条件に違反した入札は無効とする。
⑷　契約書作成の要否　要
⑸　落札者の決定方法　本公告に示した業務を履行できると契約担当役が判断した入札者であって、独立行政法人福祉医療機構会計規程第25条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
⑹　手続きにおける交渉の有無　無
⑺　独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月７日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めることとされているところである。
これに基づき、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしているので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行うこと。
なお、詳細については、当機構のホームページの「独立行政法人の契約に係る情報の公表に伴うご協力のお願い」を確認すること。
⑻　詳細は入札説明書による。
5　Summary
⑴　Contracting entity : Tomoki Ogata, Chief of Accounting Treasury Department, Welfare and Medical Service Agency
⑵　Classification of the services to be procured : 71, 27
⑶　Nature and quantity of the services to be purchased : Comprehensive Networking Support Services for Personal Computer, Servers, and Network, etc
⑷　Implementation term : From April 1, 2014 to March 31, 2018
⑸　Fulfillment place : Place designated by Chief of Accounting Treasury Department, Welfare and Medical Service Agency
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall
① not come under the article 35 of the Welfare and Medical Service Agency Accounting Ordinance
② have Grade “A”, “B” or “C” in offer of services in terms of the qualification for participating in tenders by the Welfare and Medical Service Agency
③ prove to have no false statement in tendering documents
④ prove neither the business condition nor credibility is deteriorating
⑤ should have a reliable system for information (including personal information) security management.
⑺　Time-limit for Tender : 15 : 00, 5 February, 2014
⑻　Contact point for the notice : Nobuhiko Okuma, Accounts Division, Welfare and Medical Service agency, Hulic kamiyacho Building, 4―3―13, Toranomon, Minato-ku Tokyo 105―8486, Japan Tel 03―3438―9929

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成25年12月12日
契約担当役
独立行政法人労働者健康福祉機構
大阪労災病院長　田内　　潤

◎調達機関番号　590　◎所在地番号　27

○第83号

1　調達内容
⑴　品目分類番号　22、31
⑵　購入等件名及び数量　内視鏡情報管理システム　１式
⑶　調達件名の特質等　入札説明書及び仕様書による。
⑷　納入期限　平成26年２月28日
⑸　納入場所　大阪労災病院
⑹　入札方法　上記１⑵の件名のほか納入に要する一切の諸経費を含めた額で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の５パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人、又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。
⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。